

呉港港湾脱炭素化推進計画の策定について

1 策定の背景及び目的

(1) 策定の背景

令和2年10月、国は、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和3年4月には、「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46パーセント削減することを目指す」ことを表明しました。

また、呉市においては、令和5年3月に、「第3次呉市環境基本計画」を策定し、国の目標を踏まえ、「2030年度までに、温室効果ガスを2013年度から46パーセント削減、2050年度には、実質ゼロを目指す」こととしています。

一方、国内の港湾は、CO₂排出量の約6割を占める発電所、鉄鋼、化学工業等の多くが立地する臨海部産業の拠点とされています。そのため、港湾においては、温室効果ガスを多く排出している産業等のエネルギー転換等に貢献する役割等が求められています。

このような状況の中、令和4年11月に、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素、アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（以下「CNP」といいます。）の形成を推進するため、「港湾法の一部を改正する法律（令和4年法律第87号）」が公布され、同年12月に施行されました。この改正により、官民の連携による港湾における脱炭素化の取組を定めた「港湾脱炭素化推進計画」を港湾管理者が作成することができることとされました。

さらに、本市が令和5年7月から取組を開始している「呉市・広島大学Town & Town構想」においても、「瀬戸内海の自然環境を生かしたグリーントランスフォーメーション（GX）の推進」の一つの取組としてCNPの形成を掲げています。

これらのことから、呉港においても港湾脱炭素化推進計画の策定に取り組むこととしました。

(2) 策定の目的

本計画は、学識経験者、関係団体、関係企業、関係行政機関等から構成される呉港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」といいます。）における議論を踏まえ、呉港の脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨港地区との連携等の具体的な取組について定め、呉港におけるCNPの形成を目指すことを目的としています。

2 協議会

(1) 設置の目的

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」といいます。）第50条の2第1項の官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的としています。

(2) 構成員及びオブザーバー

学識経験者，関係団体，関係企業，関係行政機関等で構成しています。

3 計画の概要

(1) 計画の内容

法第50条の2第2項の規定により，おおむね次に掲げる事項を定めるものとされています。

ア 官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進に関する基本的な方針

イ 港湾脱炭素化推進計画の目標

ウ 港湾脱炭素化推進計画の目標を達成するために行う港湾における脱炭素化の促進に資する事業及びその実施主体に関する事項

エ 港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関する事項

オ 計画期間

カ その他港湾脱炭素化推進計画の実施に関し当該港湾管理者が必要と認める事項

(2) 他港の状況

全国89港湾で港湾脱炭素化推進協議会等を設置済みであり，28港湾で港湾脱炭素化推進計画を策定済みです（令和6年9月10日時点）。

また，近隣の港湾である福山港や広島港において，港湾管理者である広島県が，令和6年1月及び同年2月にそれぞれ港湾脱炭素化推進協議会を設置し，脱炭素化推進計画策定に向けて取り組んでいます。

4 スケジュール（案）

令和6年10月	協議会（第1回）	} 計画検討
令和7年2月	協議会（第2回）	
令和7年10月	協議会（第3回）	
令和8年2月	協議会（第4回）	⇒計画策定

	令和 6 年度						令和 7 年度						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施内容	●第 1 回協議会（10/28）						●第 2 回協議会（2/月上旬）				●第 3 回協議会（10月頃～）		
	○行政報告										○行政報告（計画案）		
											★計画策定		